

## 《研究ノート》

## 一七世紀ロシアの所領構造・覚書

土肥 恒之

一六世紀末に至るまでモスクワ国家にとって最も恐るべき外敵は、云うまでもなくタタールであった。否、一七世紀に入っても侵略はしばしば繰り返され、南部の各地を荒廃においやり、時にモスクワに迫る勢いを示していたのである。こうした遊牧民タタールの襲来に対して、初期には自然の大河が国家の心臓部を守る砦となった。だが度重なる侵略と荒廃を防ぐべく、しだいに森林を伐採しての、あるいは植林による幅数一〇メートルに及ぶいわゆる《逆茂木線》、さらに濠をほり土塁を築いての、延々数一〇〇キロに及ぶ強固な防衛線がモスクワの南に築かれていったのである。とりわけ一六三〇年代後半に着工された全長八〇〇キロに及ぶ《ベルゴロド線》(ベルゴロド・ヴォロネシータムボフ・シンピルスク)の建設こそ、タタールがモスクワ国家にとっていかに脅威の存在であったか、またその防備にいかにも多大の軍事力を集中せねばならなかったかを雄弁に語っている。スウェーデン、ポーランドなどの隣接諸国との絶

え間なき抗争をはじめとして、たしかに「戦争はモスクワ国家の主要な仕事であった」(R・ヘリー)のだが、とりわけ南部の境界——正確にはここには国境は存在しなかった——の守備は、ロシア社会の隅々にまで深い影を落したのである。

以上のような危機的な状況においては、オカ河の南に広がる豊かな地域は、要塞としての町を築き、辺境警備の兵士を送りこむ場所ではあっても、平和な経済活動を営みうる空間ではなかった。Ю・В・ゴーチエが指摘しているように、一六世紀モスクワ国家の政治経済の、したがって歴史的中心地は《SAMO-CROBAC》と呼ばれた地域であり、文字通りモスクワの町と郷を中心とした一帯であったのである。<sup>(2)</sup> 政治的版図の拡大を鵜呑みにするわけにはいかない。だが《ベルゴロド線》の建設を契機として、南部における危険が遠のくに応じて、また政府の植民政策に呼応して、一七世紀特にその後半には封建領主諸階層が先を競ってこの地へ進出した。もとより南部は、まったくの「無主の地」ではなかったのだが、この過程で中央諸郷における支配的な社会経済的諸関係が持ち込まれたのであり、さらにこの動きは究極的には経済の重心の南部(のちの中央黒土地帯)への移動を意味したのである。小稿では、こうした初步的な見通しのもとで、封建領主層の南部への進出に伴う諸問題のなかで、特に所領構造(あるいは構成)にかかわる問題について、僅かではあるが最近ようやく鋭が入れられはじめた地域史研究の整理をつうじてその問題の所在を明らかにしておくことにしたい。

(1) A. A. Новосельский. Борьба Московского государства с татарами в первой половине в XVII М.—П., 1948. R. Helle, Enserment and Military Change in Muscovy. Chicago, 1971.

(2) Ю. В. Готье. Замосковский край в XVII в. опыт исследования по истории экономического быта Московской Руси. 2 ое, М., 1937. стр. 84—88.

(3) 東部ドイツのグーツヘルシャフト、ポーランドのフォリヴァルク制とともに、のちにロシア帝国に併合されたバルト海沿岸の諸地域、リトワ、ヘロロシアそしてウクライナ等においても賦役農場を足場とする大規模な穀物商業がみられたことについては『東ヨーロッパ農業史シンポジウム』を舞台にしたソヴェト農業史家による研究が蓄積されてくる。だが社会構造に決定的ともいふべき特質を刻印したこのような穀物商業について、当時のモスクワ国家に関しては他の東欧諸国・地域と同じニュアンスで語ることとは出来ない。ロシア農業が定期的かつ大規模な穀物輸出にのり出すのは、したがってヨーロッパ市場圏に巻き込まれるのは、ようやく一八世紀後半のことである。なお『再版農奴制』とロシアに関する諸問題については、З. К. Синель. О некоторых вопросах «второго издания» крепостного права и социально-экономического развития баршинного поместья в России. «Ист. зап.», т. 78, 1965. 参照。

二

オカ河沿いの、その右岸に位置したカシーラの町は、一七世紀初頭においては、<sup>(4)</sup>まだ中央と南部の境に位置し、その軍事上の意義も大きかったが、そのカシーラの町を中心としたカシルスク郷に関する一五七八—七九年と一六二七—二九年の残存土地台帳を整理したИ・И・ソコロワの研究を<sup>(5)</sup>手掛りに、まず当地の土地所有関係を概観しておこう。左表は、七〇チェトヴェルチ以下の地積を持つ所領(封地と世襲領)を小規模、七〇—二〇〇を中規模、二〇〇以上を大規模な所領とグループビングして作成したソコロワの表を、その従属民世帯についてのみ摘出したものである。この表からまず、次のような基本的な特徴を読みとることが出来る。(一)一六世紀末のカシルスク郷においては中規模の土地所有が支配的であった(四割をこえていた)といえるが、おしなべていえば、むしろ平均四世帯に満たない中小規模の封地が圧倒的(七割)であった。このような土地所有関係における特徴は、さらに封地構成における《МОЗАИЧНОСТЬ》という当時においてはむしろ普遍的な性格によって強められる。多様な勤務(主に軍役)を担う士族層が一定の地積の土地の下賜をうける時、一村落全体を一人で封地としてうける場合と、数名による場合とがあったが、後者を《モザイク的》と呼ぶならば、<sup>(6)</sup>このような細分化された土地(地片)所有は、当然のことながら小規模な封地ほどその割合が大きかったのである。<sup>(7)</sup>こうした性格は、封地の下賜のさいに半ば以上規定された

	1578—79年の土地台帳			1627—29年の土地台帳		
	封地	世帯	平均	封地	世帯	平均
小	171	83	0.5	111	110	0.9
	—	—	—	29	108	3.7
中	242	912	3.8	201	352	1.8
	—	—	—	67	411	6.2
大	159	2,431	15.4	125	563	4.5
	—	—	—	5	85	17.0

И. И. Соколова, Служилое землевладение, стр. 91—92

だが、合理的な経営を目指す一部領主層の土地獲得策 (Земле-  
лизания) によってさらに促進されたのである。  
一五七八—七九年の土地台帳には、ソコロワの発見によれば、  
主人の屋敷以外には従属民世帯のみられない村 (однодворче-  
ское поселение) が全

体の二割を占めていた  
こと、またこの傾向も  
また特に小規模な封地  
に著しく、ほぼ半数が  
そうした状態にあった。  
ソコロワは以上のような  
一六世紀末カシルス  
ク郷の《слабая насе-  
ленность》の原因を、  
一五七一年に郷を襲っ  
たタタールの侵略に帰  
しているが、同時に  
「郷の住民の密度を低  
めた他の重要な原因は、  
農民の逃亡と認めねば  
ならない」としている。  
ともあれ、僅かの従  
属民世帯しか存在しな  
い村 (時には一世帯も

いない) を持つ中小の領主士族層こそ、郷における基本的支  
配階層であったのであり、彼らは多様な、しかもかなり重い軍  
役のあい間をぬって、家族とともに自ら耕作に従事せねばなら  
なかったのである。

こうした基本的な特徴については他に数多くの例を挙げるこ  
とが出来る。トゥーラの南西に位置したチュルニの町も「典型  
的な要塞都市」であり、郷の大部分は士族層の所有するところ  
であった。だがここでも「村落の全体、あるいは半分を分与さ  
れることは甚だ稀」であり、七五チュトヴェルチ以上の小規模  
な封地が圧倒的であった。彼らはこうした不安定な経済的基盤  
のうえで、町の守備隊員として、辺境警備の役に、また遠征へ  
と狩り出されたのである。同様のことは、エレット郷についても  
いえる。その士族層のほぼ半数は、農民世帯の欠けた封地し  
か所有していなかった。一六三三年のスモレンスク遠征を前に、  
「貧困のため勤務につくことが出来ない」という士族層の請願  
にたいして政府は次のような臨時の貨幣給付を決定している。  
即ち封地を持たないもの及び空の封地しか持たないものには二  
五ルーブリ、一五名までの農民を持つものには二〇ルーブリで  
あった。したがって、こうした状況のもとでは、士族層は農民  
問題とりわけ逃亡農民については「神経過敏」にならざるを得  
なかったのである。

(二)、一六二七—二九年の土地台帳における世襲領 (一〇一)  
の出現はカシルスク郷における新しい現象である。またこの世  
襲領においては、その平均農民世帯においては封地を遙かに上

回っていたこと(各四、六、一七世帯)に注目する必要がある。動乱時代を経て成立したロマノフ家の初期の政治に一貫している特質は、封建領主諸階層への土地の大量下賜による彼らの経済的基礎の確立にあった。一七世紀においては特に二〇年代と八〇年代のそれがとりわけ顕著であるが、こうしたいわば論功行賞(награждение)としての大規模な下賜政策は、ゴーチエが指摘したように中央諸郷の御料地と国有地を「前者を著しい減少へ、後者を完全な消滅に」まで導きさせたのである。封地の一部を世襲領として認めるといふいわゆる《выскупная волчина》<sup>(15)</sup>も、政府のこうした政策の一環として打ち出されたものである。既に封地は一代限りの条件的土地所有という固有の性格を失い、世襲的色彩を濃くしていた、また事実封地は旧所有主の親族への相続される傾向が一段と顕著となっていたのだが、自己の最も豊かな(農民の多い)所領に安心して安定した所有権を確立することこそ、中小領主層にとって切実な要求であった。《выскупная волчина》はこの要求に部分的に答えたものであったが、と同時にそれが封地の一部分を転化させたものであったから、一人の領主に所属する村のある部分が世襲領であり他は封地であるという奇妙な現象をもうみだしたのである。カシルスク郷の世襲領(一〇二)のうち、その所有主の大部分(八一名)は同じ郷に封地をも所有していたのである。<sup>(15)</sup>

(三)、表から直接読みとることは出来ないが、またソコロワも言及していないが、かつてA・A・ノヴォセリスキイが軍役を

担う多数の中小領主たる士族層によって構成されていた都市における利害の対立に注目した時、その要因のひとつを領主各層による《都市外的土地所有(внегородное землевладение)》に求めたことをここで想起する必要がある。自己の登録されている都市以外においても所領を有するというこの《都市外的土地所有》という現象も、動乱時代以後の下賜政策の結果であった。ノヴォセリスキイは一六二二年度の三つの郷を取り出して検討した結果、都市Ⅱ郷の内外に所領を有するものが高い割合(五五―七〇%)に達していたことを明らかにしている。そしてこの点に関してはカシルスク郷も例外ではなかったのである。即ち土地所有が郷の内部にのみ限られているものが一九六名、郷の外部的のみが二〇名、内外に所領を有するものが一二四名であった。<sup>(17)</sup>

むろん南部の諸郷において当初から土地所有の均等性が支配していたわけではない。表から明瞭なごとくむしろその逆であった。したがって「郷の内部における対立的諸傾向」の芽はたえず孕まれていたともいえるのである。だが《都市外的土地所有》という現象が上層部(элитные)にこそ顕著であったことを考え合わせる時、ノヴォセリスキイの指摘する如く、これは郷の「一体性(целостность)を内部から破壊する重要な因子と云うことが出来るのである。このような「一体性」の崩壊は、後述のような「外部のエレメント」即ちモスクワの大領主をはじめとする領主層の南部諸郷での土地獲得によりさらに促進されていった。チスチャコワは同じく南部のエレツ郷に

ついては、ほぼ半数以上が農民世帯の欠けた所領しか持たない士族層の、地方行政官と結託した富裕な領主グループ(例えば最大一九〇チエトヴェルチの封地と八世帯を持ち、年一四ルーブリの貨幣給付をうけていた)に対する日常的な反目こそ、一六四八年六月のモスクワ蜂起がまたたくまに南部の諸都市へと波及して、そしてエーツ郷へ燃え広がる土壌を形成したことを明らかにしてゐる。<sup>(10)</sup>カシルスタ郷もまた蜂起には至らなかったにせよ、南部諸郷と共通の問題状況に置かれていたのである。

(4) М. Н. Тихомиров. Россия в XVI столетии, М., 1962.

(5) И. И. Соколова. Служилое землевладение Каширского уезда в конце XVI—первой трети XVII. «Вестник Московского Университета», серия IX, 1975, No. 1. 匪徒の叛乱と О. А. Швагченко. К вопросу о состоянии поместной системы в Московском и Рязанском краях в конце 80—X—90 е годы XVI в. Там же, 1974, No. 2.

(6) Ю. В. Голье. Указ соч. стр. 265.

(7) И. И. Соколова. Указ соч. стр. 84—85.

(8) Там же. стр. 85—86.

(9) Е. И. Самгина. Служилое землевладение и землепользование в Черниском уезде в первой половине XVII в. «Новое о прошлом нашей страны. Память Академика М. Н. Тихомирова» сб., М., 1967. стр. 264

—276.

(10) Е. В. Чистякова. Волнения служилых людей в южных городах России в середине XVII в. «Русское государство в XVII веке» сб., М., 1961.

(11) В. Д. Греков. Крестьяне на Руси. 2ое кн II, М., 1954. стр. 366. 士族層の集団請願書にも、こうした経済的不安が反映されてゐる。П. П. Смирнов. Челобитные дворян и детей боярских всех городов в первой половине XVIIв. «Чтения ОИДР» 1915. кн. III. № 14. クリーは軍務を正常に行使するたゞには最少限二〇世帯が必要であると想定してゐる。R. Нелле, op. cit., p. 127.

(12) Ю. В. Голье. Указ соч. стр. 206—229.

(13) Там же. стр. 254—265. Чёрныхは「絶対的な信頼を寄せるところは出来なかつた」と慎重なとりまきを書きつけながら、例えば二〇年代末の封地と世襲領の割合(二:三)が八〇年代半ばには(三・五:六・五)に逆転してゐる幾つかの例を引いてゐる。こうして「世襲領の増加は一七世紀全体を赤い糸で貫いてゐる」のである。

(14) 確認しようとして二〇一の封地のちが、一三四が近親者(六七が他人の手に渡つたとする)。И. И. Соколова. Указ соч. стр. 88. 封地の相続が許された一六四九年法典は、この意味でも大きな意義を持ったのである。Памятники Русского Права. вып. VI. М.-Л., 1957. стр. 202—241.

(15) И. И. Соколова. Указ соч. стр. 87.

(75) 研究ノート

新しい強固な《ベルゴロド線》の建設によって南部における経済活動の機会が開けてきた五〇—六〇年代は、モスクワ国家の防衛政策においても転換の時期にあたっていた。相交わらず幾つかの辺境の町での土地獲得を禁止した規定(《заказные города》)は生き続けたが、明らかに緩和の方向へとむかい、それに応じて中央諸郷の領主層も《野生の地》の獲得そしてそこで所領経営へと乗り出したのである。

一六世紀には《トゥーラ線》の一環として南部辺境における軍事上の重要拠点であったリヤザンは、既に一七世紀には「典型的な封建的土地所有」の地域として知られており、さらに「モスクワの穀倉」とまで呼ばれさえした。リヤザンと同じく

(16) A. A. Новосельский. Распад землевладения служилого «город» в XVII в. «Русское государство в XVII веке», сб., М., 1961, стр. 231—253.

(17) Там же, стр. 240—242.

(18) Там же, стр. 249—250. 「所領の分散性は、様々な程度において、すべての勤務人の土地所有に固有であった」にも拘らず「上層の都市外的土地所有は、他のメンバーのそれより遙かに上回っている」のである。

(19) Е. В. Чистякова. Волнения служилых людей. стр. 258—259. 及び ее же. Воронеж в середине XVII в. и восстание 1648 г. Воронеж. 1953 参照。

III

のちの黒土地帯の北部に位置したシャツク郷について И. Г. Ганичев は、一七世紀シャツク郷における「小土地所有者の圧倒」という南部諸郷に共通する性格は強調しているが、こうした傾向は明瞭ではあるにしても次のような動向も検出しよう。即ち一七世紀がすすむにしたがってこの郷においても様々な手段によって大土地所有者の土地獲得・一元化の過程が急速に展開されるのである。いま一六七八年度の人口調査簿史料をシャツク郷についてガニчевの作成した表と重ね合わせてみると、この特色がより鮮明になる。即ち五〇世帯以上の農民を擁する大所領主がシャツク郷においては一二名数えられるが、うち一〇名が貴族會議の構成員であったこと、更に七割以上が一〇世帯以下の中小所領しか持たないこの郷において、例えば П. М. Салтуйков (三六五世帯)、Н. И. Одоевский (二七一世帯)、И. Б. Рейбин (一五二世帯) などは文字通り群を抜いた大領主であったこと、等々である。一握りの僅か一五名が郷の農民世帯のほぼ三割を掌中にしていたことに着目せねばならないのである。

ひとつの個別的な事例を引きながら、もう少し詳細にこの過程を跡づけておこう。А. И. Бэзбразов (二六二—二二一六八〇) は一六七八年の時点で一一の郷に一八二世帯を擁する「中規模の所有者のカテゴリー」に属する一人であった。ツァーリに重用された古い家柄の出であったが彼自身は勤務にさほど熱意を示さず、むしろ「勤務とは比較にならぬ大きなエネルギー」を自己の所領経営に注いだのである。Бэзбразовの

主要な関心はまず「土壤の瘦せたモスクワ近郊の村々から南部の黒土地帯へ」の経済的比重の転換に向けられた。即ち親族関係や中央官署の役人との知己を利用しながら、彼はあらゆる機会を捉えて所領の強化を図ったのだが、その内実はモスクワ近郊の所領を「一部整理し、また放棄し」、また「南部諸郷での新しい土地獲得とその一円化のための交替ファンドとして」利用したのである。このことは、ベゾブラゾフの頻繁な土地取引のなかで中央諸郷における土地獲得が皆無であったことによっても裏付けられる。こうしてベゾブラゾフは相続によって手に入れた条件の整った所領(ポロフスク、ベレフスクの郷)を拡大する一方、まったく新たに南部諸郷(オルロフ、クロムスク、ムツェンスク)で所領経営をうちたてたのである。

一六八九年末のベゾブラゾフの所領構成に眼を向ける時、もうひとつの特徴が浮彫りになる。この時点では既に二三九世帯を擁していたがほぼ同じ地積からなっていた世襲領(一一〇九チエトヴェルチ)と封地(一三四五)に登録されていた農民は、それぞれ二〇六世帯と三三三世帯と大きな差異を示していた、即ちほとんどすべての農民が世襲領へ集中していたのである。これは決して偶然ではなかった。「自己の封地のうち最も価値があり、住民の多い封地を世襲領へ転化しよう」という封建領主の志向の典型的な表現として把握されるべきなのである。

さらにベゾブラゾフの自然的諸条件に恵まれた南部諸郷での積極的な所領経営にとってどうしても克服されなければならぬ「ひとつの基本的障害」があった。云々までもなく労働力の

不足である。そしてベゾブラゾフは「所領の拡大と一円化と同じエネルギーで植民を行った」のだが、そこには他領主の農民の強制的連れ出し、また逃亡中の農民とホロープの獲得という不法も敢えて厭わなかった。この点においても、ベゾブラゾフが当時の「自己の仲間の人々のなかで例外ではなかった」のである。こうして《タタールの軛》から最終的に解き放たれたモスクワ国家にとって南部への進出に伴う支配秩序の再編は解決を迫られていた緊急の課題であったし、その焦点が農民問題にあったことも改めて指摘するまでもないであろう。

(20) А. А. Новосельский. Распространение крепостничества в XVII в. «Ист. зап.» т. 4, 1938, стр. 23—28.

(21) И. А. Булыгин. Белье крестьяне Рязанского уезда в 60 е года XVII в. «Ист. зап.» т. 43, 1953, стр. 142—143. 《Н. Ч. Р. 線》着工間もなご一六三六年に行政・軍事の中心地として設置されたタムボフの町は、初期には「そこからはなんびとも返還されな」土地として逃亡農民を引きつけたが、新開地のこうした空気を束の間のことであり、一七世紀末には既に農奴制の支配するところとなった。Е. А. Шенцова. Социально-экономические отношения в Тамбовском уезде в 70 х годах. 《Ежегодник по аграрной истории Восточной Европы 1962 г.》, Минск, 1964, стр. 220.

0 世帯	14
1—3	158
4—10	119
11—25	57
26—50	30
50以上	12

Г.», Минск, 1962, стр. 205.

(23) Там же, стр. 205.

(24) А. А. Новосельский. Роспись крестьянских дворов, находившихся во владении высшего духовенства, монастырей и думных людей по переписным книгам 1678 г. «Истрический архив», т. 4, 1949, стр. 88—149.

(25) А. А. Новосельский. Вогчинник и его хозяйство в XVII в. М.—Л., 1929, тл. 3. 十七世紀ロマンの農村に於ける土地所有の歴史を以てしては專らな既に世行をなすに及ぶ・И・Ф・Романовの歴史大

(22) Л. Г. Заничева. Социально-экономическое положение крестьян Шацкого уезда в XVII в. «ВАНБЕ 1962

本所領経営史料に基づいて語られてきたが、ロマンツォフ史料の刊行がようやく準備をたじろげ。Ю. А. Тихонов. Помещичьи крестьяне в России. феодальная рента в XVII—начале XVIII в. М., 1974, стр. 38.

(28) А. Г. Маньков. Развитие крепостного права в России во второй половине XVIIв. М.—Л., 1962. 444頁。その中で著者は Л. Г. Заничева. Крестьянские повинности во второй половине XVII в. «ВАНБЕ 1964 г.», Кишинев, 1966, стр. 231—239. 拙稿「ロマンツォフ蜂起前夜の「逃亡農民」」『一橋論叢』七三巻一号、一九七五年。

(一九七五・一〇・一五)  
(一橋大学大学院博士課程)